

みどりの半島シンポジウム

参加者募集

三浦半島の貴重なままとまりのあるみどりの保全を図るために進めている大楠山を中心とした三浦半島国営公園（仮称）の誘致に向けた活動報告を行うとともに、自然の保全・再生・活用について語り合います。

日時 三月二十四日（土）十四時～十六時
場所 ヴェルクよこすか

募集人数 一〇〇人
申込み・問合せ 往復ハガキまたはeメールで行事名（みどりの半島シン

ポジウム）、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて、〒二三二一八七八八神奈川県都市整備公園課

☎〇四五―二二〇―一―一―一（内線六二一八）

e-mail:kouen.89@pref.kanagawa.jp

締切 三月二〇日（火）



お知らせ

神奈川県からの

お知らせ

建築主の皆さんへ

工事監理者を定めていますか

建築主の立場から工事が設計図書どおりに実施されているかを確認するのが工事監理者です。安全で安心な建築物とするため、建築にあたっては工事監理資格のある建築士と工事監理契約を結びましょう。

建物を建てられている皆さんへ

完了検査を受けましょう

建築確認を受けた建築物は、工事完了後、すみやかに建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。完了検査後に交付される検査済証は、将来、建築物を売買・増改築する場合などに大切な書類となりますので、建築確認を受けた際の書類等と共に大切に保管してください。

問合せ

県横須賀土木事務所 建築指導課

☎八五三―八八〇〇（代）

県建築指導課

☎〇四五―二二〇―一―六二五〇（直通）

平成十八年度

葉山町非核平和標語コンクール入賞作品

非核平和事業の推進のため標語を募集したところ、一五五人から、二三六点の作品の応募がありました。選考委員会で厳正に審査しました結果、次の作品が選ばれました。（敬称略、学校・学年については、応募時（平成十八年九月）のものです。）

金賞

生命を 核より愛で 守りたい

塚田依央織（南郷中一年生）

銀賞

非核から 始まる世界の 平和の輪

古長谷美咲（葉山中二年生）

銅賞

非核化へ 平和の誓い 葉山から

江成 穰（葉山中二年生）

佳作

被爆者の 非核の思いは どこまでも

姫野 湜（葉山中二年生）

こわいのは 核兵器より 平和ポケ

芝原 与喜（葉山中二年生）

永遠の 地球の平和に 核は無し

福本 芽生（葉山中三年生）

歩み寄ろう 手をつなごう 恒久平和は 地球の願い

森川 敬大（葉山中一年生）

核兵器 笑顔をうばう 黒い影

油谷 香織（葉山中一年生）

問合せ 企画課 ☎内線三三一・三三二

開かれたハーバーを目指し、
四月一日(日)新葉山港管理
事務所がオープンします。

葉山港では、平成十年の成年女子ヨット会場に選ばれたことを契機に平成六年策定の「葉山港再整備計画」に基づき、「ヨット競技の拠点づくり」、「集い憩う空間づくり」、「海・ヨットとの出会いの場づくり」及び「防災泊地の整備」等を柱とした再整備工事を実施中です。

現在の葉山港管理事務所は、昭和四六年に建設されたもので、老朽化が著しくなったことから、県が平成十七年度から新管理事務所新築工事に着手しました。新葉山港管理事務所の一階部分は、主に管理事務所・ロッカー室・シャワールームなど、二、三階部分には、開かれた施設として誰もが利用可能な部屋と会議室(有料)を設けました。ヨット利用をはじめとした海洋レクリエーションの拠点としてだけでなく、広く皆さんが集い憩う場としてもご利用いただけます。また、災害時には防災拠点としての活用を図ることにしています。

四月一日(日)にオープンしますが、
三月中は一部施設のお試し利用が可能です。

シャワー設備利用料
一回 一〇〇円(二分)

葉山港管理事務所開所時間

施設名	開所時間
会議室・多目的室(会議室設備を含む)	9時~22時
シャワー室	8時~18時
オープンスペース(みんなの部屋等)	

※会議室・多目的室の広さは部屋ごとに異なります。
※3月1日(木)から会議室等の利用を受付けます。

会議室利用料

部屋名	9時~17時	17時~22時
会議室A	330円/時	360円/時
会議室B	400円/時	440円/時
多目的室A	670円/時	750円/時
多目的室B	720円/時	800円/時

※シャワー室・オープンスペースの開所時間7・8月の土日、祝日に限り7時30分~19時

会議室設備利用料

音響セット一回 一、四〇〇円
(四時間以内)

休港日 火曜日(休日の場合は翌日)

十二月二十九日~一月三日、ただし、
七・八月は無休

その他 駐車場あり(有料)
問合せ 葉山港管理事務所

☎八七五・一五〇四

葉山港しよみんばた祭を
開催します

四月一日にオープンする新葉山港管理事務所の披露会が、県主催により三月二五日(日)に行われます。同日に葉山新港で葉山港みなとまちづくり協議会主催により『葉山港しよみんばた祭』を開催します。

同会場では、「葉山の名産品販売」、「ヨット乗船体験」、「海上保安庁巡視艇乗船体験」、「葉山御前太鼓」等が行われます。

当日、防波堤を十八時まで開放しますので、絶景のポイントで夕日を鑑賞することもできます。皆さん一緒に、「近代ヨット発祥の地 葉山」で葉山の潮風を肌で味わい楽しみましょう。
日時 三月二五日(日)
九時三〇分~十四時(荒天中止)

場所 葉山新港及び葉山港管理事務所
内容 葉山朝市・葉山いきいきバザール・鏡摺町内会(金魚すくい・射的・ダーツ)・ヨット乗船体験・海上保安庁巡視艇乗船体験・葉山御前太鼓・演奏会等

駐車場 県営駐車場を無料開放
(七時開場~十九時閉鎖)
問合せ 葉山港みなとまちづくり協議
会事務局(葉山港管理事務所)

☎八七五・一五〇四 政策調整室
☎内線三九〇~三九二

永年勤続者・技能功労者・
優秀技能者・優良小売店舗表彰

一月三〇日(火)町商工会館で平成十八年度の永年勤続者・技能功労者・優秀技能者・優良小売店舗表彰の表彰式が行われました。(順不同、敬称略)

永年勤続者表彰
飯田一郎 葉山観光開発(株)

技能功労者表彰
相澤茂男 相澤塗工所
矢島貞昭 矢島建設(株)
片桐勝治 (有)片桐印刷所

優秀技能者表彰
小山 久 斉藤タイル
矢島義則 魚佐商店(株)
平原光三 平原建築設計事務所
優良小売店舗表彰 ペスカトール
問合せ 産業振興課 ☎内線三七二

県ボランティア事故共済
への加入について

ボランティア活動中のご本人のケガや他人にケガを負わせたり、他人のものを壊してしまった際に保険金をお支払いします。掛金プランは年額六〇〇円(一人)からです。

問合せ 県青少年協会
☎〇四五・四〇二・〇三四六
☎〇四五・四〇二・〇三六二

障害児者の

相談窓口のご案内

障害児者の相談支援について、左記の事業者に委託しています。サービスの利用や地域生活の相談などに応じます。

◆身体障害者・知的障害者・障害児の相談窓口

湘南の風地域生活支援相談室

日時 月～金曜日 九時～十八時

場所 逗子市逗子三―二―二四 矢部ビル一F

問合せ ☎八七〇―一三〇八

☎八七〇―一三二一

◆精神障害者の相談窓口

地域生活サポートセンターとらいむ

日時

面談相談（予約制）月～土曜日

九時～十七時

電話相談 月～土曜日

十三時～十七時

場所 鎌倉市由比ガ浜二―十一―十八

N T T 東日本鎌倉ビル二F

問合せ ☎〇四六七―六一―三二〇六（相

五・〇四六七―六一―三二〇六（相談専用）

☎〇四六七―六一―三二〇七

問合せ 福祉課 ☎内線二三六・二三五

子育てフェスティバル二〇〇七

『美し子くまぐまぐ』

パラダイス

スタッフ大募集

町ぐるみで子育てを応援するために、楽しい企画・盛りだくさんのイベントを計画中です。

企画・運営に参加していただく団体・個人ボランティアを募集します。

興味のある人はご連絡ください。

開催期間

五月十二日（土）～二〇日（日）（予定）

スタッフ募集期間

随時

問合せ 福祉課 ☎内線三三七・三三八

鶏等を飼育している人へ

宮崎県の養鶏場で毒性の強い高病原性鳥インフルエンザが発生しました。感染の拡大防止には、早期の発見・対応が大変重要です。

鶏等（鶏、アヒル、ウズラ、シチメンチョウ）に異常が見られたときは、動物病院か県に連絡してください。

また、県では、鶏等の飼育状況を調査中です。現在、鶏等を飼育している人は、種類・羽数を連絡してください。

問合せ 県東部家畜保健衛生所

☎〇四五―九三四―二三七八

産業振興課 ☎内線三七二

NO-TROUBLEのための情報サイト

「消費生活安心ガイド」の公開について

経済産業省では、契約に関する消費者トラブルを予防し、また、トラブル解決を促進するため、これらに役立つ情報を、インターネットを利用して、わかりやすい形で提供する情報サイト「消費生活安心ガイド」を制作しました。（二月一日公開）

「消費生活安心ガイド」を制作しました。（二月一日公開）

「消費生活安心ガイド」を制作しました。（二月一日公開）

解決を図るため、インターネットを利用した情報サイト「消費生活安心ガイド」を制作しました。（二月一日公開）

内容

特定商取引法の執行状況や法律の解説だけでなく、トラブル予防のためにマンガで消費者トラブル事例を紹介し、トラブルを解決するためのトラブル診断のページを用意し、またクーリング・オフ制度や相談窓口のご案内をしています。

消費生活安心ガイド

<http://www.no-trouble.jp>

背景

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談は、平成十七年度には一二〇万件を超えており、その大部分を特定商取引法に係る契約に関する相談が占めています。

経済産業省では、悪質商法から消費者トラブルを未然に防止するとともに、消費者トラブルを早期に解決するため、これまでもホームページやパンフレットなどを通じて、特定商取引法のクーリング・オフ制度等を始めとした情報の提供等を行ってきました。今年度からは、より幅広く、わかりやすく使いやすい形で必要な情報を提供し、消費者トラブルの未然防止と早期

ふるさと葉山みどり基金

優れた自然環境を保全して、緑豊かな郷土を残すために、「ふるさと葉山みどり基金」にご寄付がございました。（敬称略）

二八、八〇〇円（株）葉山マリーナー

ご賛同いただき厚く御礼申し上げます。

環境課 ☎内線二二二・二二三

男女雇用機会均等法が改正されます

今年四月一日から、改正された男女雇用機会均等法（正式名称 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律）が施行されます。

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

(1) 男女双方に対する差別の禁止
 これまでは、女性に対する差別が禁止されていたが、近年、「看護師資格を持っていても、男性であることを理由に採用されない」「派遣会社に応募しても、派遣先が女性を希望しているという理由で断られる」など、男性からの差別についての相談も増えていきます。このため、改正法では男女双方に対する差別が禁止されます。

(2) 禁止される差別の追加、明確化
 これまでの法律では、女性に対する募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇について差別が禁止されていましたが、改正法ではこれらに加え、降格、職種変更、正社員からパートへなどの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止め（労働契約を更新しないこと）についても禁止されます。また、男女で異なる権限を与えることや、男女で業務の配分が異なる取り扱いをすることも禁じられます。

(3) 間接差別の禁止

近年、男女別定年制や女性結婚退職制など、明らかな差別は減ってきています。しかし、女性を採用・登用しなくて済むよう、女性が満たしにくい要件を定め、一方の性に厳しい条件を課す、形を変えた差別が問題となっています。

この問題への対応策として、業務遂行に必要ななどの合理的な理由がない場合に、「一、募集・採用に当たり、労働者の身長、体重または体力を要件とすること」「二、コース別雇用管理における総合職の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができるところを要件とすること」「三、昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること」の省令で定める三つの措置を取ることを「間接差別」として禁止しました。なお、間接差別として禁止する三つの措置以外についても、裁判において間接差別として違法とされる場合があります。

2 妊娠・出産などを理由とする解雇

その他の不利益取り扱いの禁止

(1) 省令で定める理由による解雇その他の不利益取り扱いの禁止
 これまでの法律では、妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇が禁止されていました。改正法では、これに加え、「男女雇用機会均

等法の母性健康管理措置を求めたこと、または受けたこと」「労働基準法の母性保護措置を求めたこと、または受けたこと」「妊娠または出産による能力低下または労働不能が生じたこと」などにより、解雇、雇止め、減給、賞与などの不利益な算定、退職、契約内容変更の強要、不利益な配置の変更、降格などの解雇、その他不利益な取り扱いが禁止されます。

(2) 妊娠中や産後一年以内の解雇の無効

妊娠中や産後一年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得などの理由による解雇でないことを証明しない限り、その解雇は無効となります。

3 セクシュアルハラスメント対策

セクシュアルハラスメントに対する具体的な措置を定めることを怠っている事業主が一部で見られます。また、女性だけでなく、男性もセクシュアルハラスメントの被害者となるケースもみられます。このため改正法では、事業主は、職場での男女に対するセクシュアルハラスメント対策として、事業主が取るべき措置があります。措置を取らず、是正指導にも応じない場合には、企業名公表の対象となります。なお、この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

4 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保し、妊産婦が保健指導または健康診査に基づく指導事項を守ることができきるようにするための措置（時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業など）を取る義務があります。このような措置が取られず、是正指導にも応じない場合には、企業名公表の対象となります。

5 ポジティブ・アクションの推進

これまでも、事業主が「女性管理職を増やすために、研修や教育機会への女性参加を奨励する」などのポジティブ・アクションに取り組み際に、国が相談などの援助を実施していました。

これに加え、改正法では、ポジティブ・アクションに取り組み事業主が、その実施状況を公開する際には、国の援助を受けることができるようになります。

6 過料の創設

厚生労働大臣（都道府県労働局長）が事業主に対し、男女均等の取り扱いなど男女雇用機会均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、または虚偽の報告をする場合には、過料を科すこととなります。

問合せ 神奈川労働局

☎〇四五―二一一―七三五〇(代)